

※太枠の中のみ記入してください。また、裏面の誓約事項をご確認ください。(記入項目があります)

市民活動センター利用承認申請書								
伊達市社会福祉協議会長 様								
次のとおり市民活動センターの利用を申請します。							令和 年 月 日	
申請者	団体名			住所				
	代表者			責任者		TEL		
行事名又は利用目的			承認書等送付先					
入場料等	有 ( 円 ) ・ 無			特別の設備等の使用		有 ・ 無		
利 用 日 時 等					料 金			
年 月 日	曜日	時 間		利 用 室	人数	使用料	冷暖房料	小 計
・ ・		: ~ :						
・ ・		: ~ :						
・ ・		: ~ :						
・ ・		: ~ :						
・ ・		: ~ :						
使用料等の納入	前納・後納 (後納の理由: ) ※前納が原則です。					合計(A) 円		
備考					受付No.	決 裁		

市民活動センター使用料等減免申請書 (※減免を申請するには初回に登録が必要です)							
申請理由 (該当する番号に○を記入)	(1)市・行政委員会 (2)指定管理者 (3)市民活動団体 (4)市内幼稚園・保育所・小中学校・高等学校・特別支援学校 (5)市内学校教育関係団体 (6)市内社会教育関係団体 (7)市内福祉関係団体 (8)自治会 (9)公益利用						
決定区分	1 減免する	2 減免しない	減免区分	免除・減額(5割)	減免No.		
減 免 額	(B)使用料	円・	(C)冷暖房料	円	決 裁		
	徴収額	(A)-(B+C)		円			

市民活動センター特別設備等承認申請書 (※舞台装置・高出力の機材・給排水装置などを持ち込む場合に記入)							
特別設備等	目的・名称・規格・数量等について、詳細に記入してください。(別紙可)						
	設置日時	年 月 日 ( : ~ )			決 裁		
決定区分	1 承認する	2 承認しない	承認No.				

取り消し・変更の申出受理書	申出者		年 月 日受				
	付						
内容							
変更前使用料	変更後使用料	既納使用料	追徴・還付金額	決 裁			

円	円	円	円	裁			
---	---	---	---	---	--	--	--

伊達市では公共施設から暴力団を排除し、みなさまに安心してご使用いただけるよう、暴力団の利益となる使用等を許可しないよう取り組んでいます。

つきましては、申請者に暴力団の利益となるような使用ではない旨の制約をお願いしておりますので、次の誓約事項を確認の上、口にレ点の記入をお願いします。

なお、この申請書に記載された内容を確認のために伊達警察署に照会する場合があります。

また、この申請書に記載された個人情報、この事務の目的及びこの事務から暴力団を排除する目的以外には使用しません。

### 誓 約 事 項

- 私は、このたびの申請を行うに当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団又は同条第6号の暴力団員並びに伊達市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第4号に定める暴力団関係事業者の利益になると認められる行為を行わないことを誓います。

なお、この制約が事実と相違することが判明した場合は、使用等の承認の取り消し等のいかなる措置を受けても異議を申し立てません。

また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

### ※料金表

区分	使用料				冷暖房料 1時間 当たり
	午前 (AM9:00 ~PM0:00)	午後 (PM1:00 ~PM5:00)	夜間 (PM6:00 ~PM10:00)	全日 (AM9:00 ~PM10:00)	
多目的室 1	1,100円	1,500円	2,100円	4,500円	200円
多目的室 2	1,300円	1,800円	2,600円	5,400円	200円
多目的室 3	1,100円	1,500円	2,100円	4,500円	200円
多目的室の2室を通して利用	2,400円	3,300円	4,700円	9,900円	400円
多目的室を全てを通して利用	3,500円	4,500円	6,000円	13,000円	600円
交流室 1	1,000円	1,300円	1,500円	3,200円	200円
交流室 2	1,000円	1,300円	1,500円	3,200円	200円
交流室 3	1,000円	1,300円	1,500円	3,200円	200円
交流室 4	1,000円	1,300円	1,500円	3,200円	200円
交流室の2室を通して利用	1,300円	1,800円	2,600円	5,400円	200円

1 使用料の減免は、次のとおりです。

- (1) 市、市議会又は行政委員会が主催（共催）場合は、使用料の全額
- (2) 市民活動センターの指定管理者が会議や主催事業に利用する場合は、使用料の全額
- (3) 自発的な市民活動（非営利）団体が利用する場合は、使用料の5割の額
- (4) 市内の学校（部活動を除く）又は保育所が利用する場合は、使用料の5割の額
- (5) 市内の学校教育関係団体が本来の目的のために利用する場合は、使用料の5割の額
- (6) 市内の社会教育関係団体が本来の目的のために利用する場合は、使用料の5割の額
- (7) 市内の福祉関係団体が本来の目的のために利用する場合は、使用料の5割の額
- (8) 自治会が利用する場合は、使用料の5割の額
- (9) その他市長が公益上必要と認めた場合は、使用料の全額又は5割の額

2 冷暖房料は、使用料が全額免除される(1)(2)(9)場合のみ全額が免除されます。その他の利用については減免されません。

3 冷暖房のうち、冷房は7月1日～8月31日、暖房は11月1日～翌年4月30日までの期間となります。（期間中は冷暖房の使用の有無にかかわらず料金がかかります。）

4 営利又は営業の目的で利用する場合は、使用料が20割増になります。また、それ以外であっても、入場料に類するもので、2,000円（1人当たり）を超える額を徴収する場合は、10割増になります。

5 午前と午後又は午後と夜間の区分を通して利用する場合は、それぞれの使用料を合算した額となります。